

入会案内



公益社団法人 全国病院理学療法協会

〒141-0032 東京都品川区大崎3丁目6番21号 ニュー大崎318号

TEL 03(3494)1948 FAX 03(3494)1950

<http://nhpta.net/newpage1.htm>

協会の概要

公益社団法人全国病院理学療法協会は、医師の指示のもとで理学療法業務に従事するマッサージ師・はり師・きゅう師・柔道整復師等を中心に、昭和23年に組織され、以来、国民の保健・医療・介護及び福祉の維持発展に寄与することを目的として、毎年、日本理学療法学会を主催し、また、各地方学会や各種の講習会・研修会等を積極的に開催して知識と技術の研鑽に努めてきました。

特に平成4年以降は厚生労働省と、関係医学会の後援のもとに「運動療法機能訓練技能講習会(以下、技能講習会と略す)」を継続して開催し、平成8年(介護療養型医療施設においては平成15年)からは、この技能講習会受講者が「理学療法(Ⅱ)の施設における(Ⅲ)の算定要員」として診療報酬上に位置づけられました。

また、平成15年度からは、保健・医療・介護及び福祉等、幅広い領域における理学療法従事者として、より一層の専門性を高めるために、前述の技能講習会を受講し、認定試験に合格した方を対象に「技能認定登録者」として協会に登録し、学会・講習会等に参加することにより3年間に30単位を取得した場合に限り、登録の更新を認める「技能認定登録制度」を発足させています。

この制度に登録された「技能認定登録者」については、平成24年の診療報酬改定において、運動器リハビリテーション料(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)の施設、並びに脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)・(Ⅲ)の施設における算定要員として、また、介護報酬改定では、通所リハビリテーションの「所要時間1時間以上2時間未満」の算定要員として認められています。(詳細は厚生労働省のホームページを参照してください。)

組織及び事業

本協会は、9地方会と51支部より組織され、事務局・財務局・学術局・保険局・組織局・情報管理局と各部並びに委員会から構成され、それぞれの職務分掌に従い積極的に活動しています。

学術活動としましては、日本理学療法学会、及び各地方学会を毎年開催するほか、理学療法指導者講習会をはじめ、各種の講習会・研修会を開催して、理学療法従事者の知識と技術の向上に努めています。

また、教育・研究活動の一環として会員向けに定期刊行を行っている学術誌「理療」はISSN0288-3627Riryōとして国際遂次刊行物に指定されて高い評価を得ています。

協会の広報活動としてはホームページを開設、機関誌「広報」を定期刊行しています。

なお本協会は、視覚障害者対策にも意を注ぎ、点字理療、及び点字広報を発行しています。(点字理療は平成26年度から、点字広報は平成27年度から音声対応CDに移行します)

運動療法機能訓練技能講習会

理学療法士以外の理学療法従事者であって、医師の指示のもとに運動療法・機能訓練等のリハビリテーション業務に従事している方々に対して、受講することにより最新の知識・技術の習得を図り、もって国民の保健・医療・介護、及び福祉の領域における資質の高いマンパワーとしての活用を推進するとともに、その役割を確立することを目的として、厚生労働省と、日本医師会・日本病院会、及び多くの関係医学会の後援を受けて、平成4年以降、毎年開催している講習会です。



受講対象者

マッサージ師・はり師・きゅう師・柔道整復師・看護師・准看護師等の免許を有し、以下の施設で理学療法等に従事している方々が対象となります。

- (1) 病院・診療所・その他の施設において、医師の指示のもとに運動療法・機能訓練等のリハビリテーション業務に従事している者。
- (2) 介護保険施設及び介護サービス事業所、身障者自立支援施設、その他の福祉施設等で、運動療法・機能訓練等の業務に従事している者。

受講後の利点

技能講習会の受講による診療報酬並びに介護報酬上の利点として、技能講習会を修了し認定試験に合格して技能認定登録者として登録を行った場合には「技能講習会を受講するとともに、定期的に適切な研修を修了しているマッサージ師等の従事者(中略)」として、運動器リハビリテーション料(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)の施設、並びに脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)・(Ⅲ)の施設における算定要員として、また、通所リハビリテーションの「所要時間1時間以上2時間未満」の算定要員として認められています。(詳細は厚生労働省のホームページを参照してください。)

ただし、平成24年4月現在、厚生労働省で算定要員として認めている職種は、技能講習会を受講した「マッサージ師・柔道整復師・看護師・准看護師」ですが、本協会では、はり師・きゅう師についても認めていただけるよう要望活動を積極的に行っています。

技能認定登録制度

技能講習会を受講し、認定試験に合格した者が、所定の用紙に登録料を添えて登録を行い、その後の3年間に、本協会が主催する学会や講習会等に参加して一定の単位を取得した場合に、登録の更新を行う制度であり、平成15年度から実施しています。

登録者には「技能認定登録証」及び、取得単位の証明に必要な「技能認定登録手帳」が交付されます。

また、前項でも述べたとおり、診療報酬並びに介護報酬上の利点があり、マッサージ師等が医療機関や介護関連施設で理学療法に従事する場合には必要不可欠な制度であります。

この技能認定登録制度は会員・非会員にかかわらず登録することができ、登録者は本協会のホームページ上で氏名を公表しています。

入会推薦のお願い

本協会は、保健・医療・介護、並びに福祉の領域において、医師の指示のもとで理学療法業務に従事している方々によって組織されています。

貴施設、及び関連する医療施設・介護施設・福祉施設等に、本協会へ未加入の方がおられましたら、是非とも入会をお勧めいただきたくお願い申し上げます。

入会できる方

理学療法士・マッサージ師・はり師・きゅう師・柔道整復師・看護師・准看護師等の免許を有して理学療法に従事している者。

入会及び費用

ご入会の申し込み、並びにお問い合わせは、最寄りの支部へご連絡をお願いいたします。

入 会 : 協会所定の用紙があります。

費 用 : 入会金、及び年会費があります。

※技能講習会開催に係る情報や技能認定登録者の診療報酬並びに介護報酬上の位置付け、その他、各種の申請用紙等については、協会ホームページに掲載されていますのでご利用ください。

担当支部記入欄